

現 行	改 正 後
<p>- 3 - 3 - 9 銀行等に対する保険募集の委託</p> <p>- 3 - 3 - 9 - 1 銀行等に対する保険募集の委託・管理 (1) ~ (2) (略) (新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>- 3 - 3 - 9 - 2 非公開金融情報・非公開保険情報の取扱い (1) 生命保険募集人、損害保険代理店又は保険仲立人である銀行等が、非公開金融情報(規則第212条第2項第1号イに規定する非公開金融情報をいう。以下同じ。)を保険募集に係る業務に利用する場合には、例えば、以下の方法のような適切な方法により事前に顧客の同意を得るための措置を講じているか。</p>	<p>- 3 - 3 - 9 銀行等に対する保険募集の委託</p> <p>- 3 - 3 - 9 - 1 銀行等に対する保険募集の委託・管理 (同左) <u>(3) 保険契約締結後に行うことが必要となる業務(注)について、銀行等と保険会社との間の委託契約等において、その業務分担が明確に定められ、顧客に明示されているか。</u> <u>(注) 例えば、契約内容に関する照会への対応、顧客からの苦情・相談への対応、保険金等の支払手続きに関する照会等を含む各種手続き方法に関する案内等といった業務をいう。</u> <u>(4) 保険会社においては、保険契約締結後の業務の健全かつ適切な運営を確保するために、例えば、銀行等が契約の締結の代理又は媒介を行った契約量に応じた当該業務を行うための十分な要員の確保に努める等、必要な態勢を構築しているか。</u> <u>(5) 銀行等においては、保険契約締結後の業務の健全かつ適切な運営を確保するために、例えば、委託契約等に基づき銀行等が行う保険契約締結後の業務の性質及び量に応じた当該業務を行うための十分な要員の確保に努める等、必要な態勢を構築しているか。</u></p> <p>- 3 - 3 - 9 - 2 非公開金融情報・非公開保険情報の取扱い (1) 生命保険募集人、損害保険代理店又は保険仲立人である銀行等が、非公開金融情報(規則第212条第2項第1号イに規定する非公開金融情報をいう。以下同じ。)を保険募集に係る業務に利用する場合には、例えば、以下の方法のような適切な方法により事前に顧客の同意を得なければ保険契約の締結の代理又は媒介ができないようにするための</p>

現 行	改 正 後
<p>~ (略)</p> <p>(2) (略)</p> <p>- 3 - 3 - 9 - 3 銀行等の保険募集指針 保険募集の公正を確保するために銀行等が定める保険募集指針には、以下の事項が定められているか。</p> <p>(1) ~ (3) (略)</p> <p>(4) 銀行等における苦情・相談の受付先を明示するとともに、募集を行った保険契約に係る顧客からの苦情・相談に適切に対応する等契約締結後においても必要に応じて適切な顧客対応を行うこと。</p> <p>(5) (略)</p> <p>(新設)</p>	<p><u>必要な措置(注)を講じているか。</u></p> <p><u>(注) 例えば、非公開金融情報を利用しようとする場合には事前に同意をとらなければ商品説明を行えない、さらに書面による同意がなければ契約申込み・締結を行えないような事務手続きを整備することが考えられる。</u></p> <p>(同左)</p> <p>(同左)</p> <p>- 3 - 3 - 9 - 3 銀行等の保険募集指針 保険募集の公正を確保するために銀行等が定める保険募集指針には、以下の事項が定められているか。</p> <p><u>また、保険募集指針の内容について、顧客に周知するため、保険募集指針の書面による交付又は説明、店頭掲示、インターネットホームページの活用等の必要な措置が講じられているか。</u></p> <p>(同左)</p> <p>(4) 銀行等における苦情・相談の受付先及び銀行等と保険会社の間の委託契約等に基づき保険契約締結後に銀行等が行う業務内容を顧客に明示するとともに、募集を行った保険契約に係る顧客からの、<u>例えば、委託契約等に則して、保険金等の支払手続きに関する照会等を含む苦情・相談に適切に対応する等契約締結後においても必要に応じて適切な顧客対応を行うこと。</u></p> <p>(同左)</p> <p>- 3 - 3 - 9 - 7 銀行等の保険募集に係る法令等遵守責任者等 <u>銀行等は、規則第 212 条第 2 項第 3 号に規定する保険募集に係る法令等の</u></p>

現 行	改 正 後
<p>(新設)</p> <p>(新設)</p>	<p><u>遵守を確保する業務が確実に実施されるよう、同号に規定する法令等の遵守を確保する業務に係る責任者(当該責任者を指揮し保険募集に係る法令等の遵守を確保する業務を統括管理する統括責任者を含む)について、保険募集に関する法令や保険契約に関する知識等を有する人材を配置しているか。</u></p> <p>- 3 - 3 - 9 - 8 銀行等の保険募集に係る内部監査</p> <p><u>銀行等は、保険募集に係る業務の健全かつ適切な運営を確保する観点から、当該銀行等の内部監査が確実に実施されるよう、当該部門に保険募集に関する法令や保険契約に関する知識等を有する人材を配置しているか。</u></p> <p>- 3 - 3 - 9 - 9 公正取引委員会ガイドライン関係</p> <p><u>銀行等は、「金融機関の業態区分の緩和及び業務範囲の拡大に伴う不公正な取引方法について」(平成 16 年 12 月 1 日 公正取引委員会)における「第 2 部第 2.2 銀行等の保険募集業務に係る不公正な取引方法」に十分留意した業務運営を行っているか。</u></p>